

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                 |
|-------|----------------------|
| 9     | 税の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県邑楽郡明和町は、滞納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

群馬県邑楽郡明和町長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 税の滞納管理に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこられの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。<br>①納税者が納付書等による納付を行った場合、町指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。<br>②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 |
| ③システムの名称                 | 滞納管理システム、団体内統合宛名システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 分納誓約情報ファイル、処分マスターファイル    |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項及び別表第24項、第85項、第100項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第46条、第50条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 未定 ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、117、132の項  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 税務課  |
| ②所属長の役職名                 | 税務課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| なし                       |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 明和町 税務課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 明和町 税務課 (住所)群馬県邑楽郡明和町新里250番地1 (電話)0276-84-3111   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |  |
| 適用した理由                   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | [ 1,000人未満(任意実施) ]<br>令和8年3月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | [ 500人未満 ]<br>令和8年3月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |
|  | [ 発生なし ]   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |  |   |
|---|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 判断の根拠                                       | 特定個人情報を含む書類は、施錠できる場所といった保管場所を定め管理を徹底している。  |   |
| 9. 監査                                       |  |   |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検   | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |  |   |
| 従業員に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない       |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている             |
| 判断の根拠                                       | 静脈認証やユーザー認証による管理を行っており、担当者しか閲覧等ができないようアクセスが制限されている。  |   |

